

ID: 558

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	転換計画の認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第5項		
<b>法令番号</b>	昭和50年厚生省令第37号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>省令第5条第5項の規定による。 (転換計画の認定等)</p> <p>第5条</p> <p>5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画(第3項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画)に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 740

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	地縁による団体の認可の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	地方自治法 第260条の2第2項及び第14項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第67号		
<b>【基準】</b>	<p>法第260条の2第2項及び第14項の規定による。</p> <p>第260条の2</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p> <p>14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年4月1日

ID: 846

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4第1項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和45年法律第137号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第19条の4第1項の規定による。                  (措置命令)                  第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 847

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の4の2第1項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和45年法律第137号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第19条の4の2第1項の規定による。                  第19条の4の2 前条第1項に規定する場合(第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。)において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者(処分者等を除く。以下「認定業者」という。)に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。                  (1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。                  (2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 848

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
<b>法令名 根拠条項</b>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第2項		
<b>法令番号</b>	昭和45年法律第137号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第19条の7第2項の規定による。</p> <p>(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき。</p> <p>(3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項(第3号に係る部分を除く。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 849

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
<b>法令名 根拠条項</b>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第3項		
<b>法令番号</b>	昭和45年法律第137号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第19条の7第3項の規定による。                  (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7</p> <p>3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 850

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担		
<b>法令名 根拠条項</b>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の7第4項		
<b>法令番号</b>	昭和45年法律第137号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第19条の7第4項の規定による。                  (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)</p> <p>第19条の7</p> <p>4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 892

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	悪臭物質排出減少措置の実施命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	悪臭防止法 第8条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和46年法律第91号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第8条第2項の規定による。                  (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 902

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	振動防止方法の改善命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	振動規制法 第12条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和51年法律第64号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第12条第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 903

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	振動防止方法の改善命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	振動規制法 第15条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和51年法律第64号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第15条第2項の規定による。  (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 916

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	騒音防止方法の改善命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	騒音規制法 第12条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和43年法律第98号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第12条の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 917

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	騒音防止方法の改善命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	騒音規制法 第15条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和43年法律第98号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第15条第1項及び第2項の規定による。 (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1808

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	事業の廃止等についての措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項		
<b>法令番号</b>	昭和45年法律第137号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第19条の10第1項の規定による。</p> <p>(事業の廃止等についての措置命令の規定の準用)</p> <p>第19条の10 第19条の4の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていと認められるときについて準用する。この場合において、同条第1項中「前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。」とあるのは「第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)」とあるのは「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 第7条第2項又は第7項の更新を受けなかつた者 当該更新を受けなかつた許可</p> <p>(2) 第7条の2第3項の規定による届出をした者 当該届出</p> <p>(3) 第7条の4の規定により第7条第1項又は第6項の許可を取り消された者 当該取り消された許可</p> <p>(4) 第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定に係る事業の全部又は一部を廃止した者 当該認定</p> <p>(5) 第9条の8第9項、第9条の9第10項又は第9条の10第7項の規定により第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定を取り消された者 当該取り消された認定</p> <p>(6) 第7条第1項又は第6項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者(同条第1項ただし書又は第6項ただし書に該当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1916

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第3項		
<b>法令番号</b>	平成10年法律第117号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第22条の3第3項の規定による。          (地域脱炭素化促進事業計画の変更等)</p> <p>第22条の3</p> <p>3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第3項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。)に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。</p> <p>(2) 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当しないものとなったとき。</p>			
<b>備考</b>	現時点該当なし		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 5346

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<b>処分の概要</b>	墓地等の許可取消し、使用禁止等		
<b>法令名 根拠条項</b>	墓地、埋葬等に関する法律 第19条		
<b>法令番号</b>	昭和23年法律第48号		
<b>【基準】</b> 法第19条の規定による。 第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 7001

担当部署: 民生部 まちづくり支援課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>認可地縁団体の合併の認可の取り消し</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>地方自治法第 260 条の 45 第 1 項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和 22 年法律第 67 号</p>		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第260条の45第1項の規定による。</p> <p>第 260 条の 45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 260 条の 39 第 3 項の認可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 260 条の 39 第 3 項の認可をした日から 6 月を経過しても第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出がないとき。</p> <p>(2) 認可地縁団体が不正な手段により第 260 条の 39 第 3 項の認可を受けたとき。</p> <p>2 前条第 1 項の規定による告示後に前項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定により第 260 条の 39 第 3 項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。</p> <p>3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。</p> <p>4 前 2 項に規定する場合には、各認可地縁団体の第 2 項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>